

昭和四十四年法律第八十五号

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号。以下「失業保険法等の一部改正法」という。）の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）は、同条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過した日までの間において政令で定める日から施行する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の施行期日）

第一条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十三号。以下「失業保険法等の一部改正法」という。）の規定中同法附則第一条第四号に掲げる規定及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）は、同条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を経過した日までの間において政令で定める日から施行する。

（労災保険に係る保険関係の成立に関する経過措置）

第五条 失業保険法等の一部改正法附則第十二条第一項に規定する事業（以下「労災保険暫定任意適用事業」という。）の事業主については、その者が労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の加入の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日に、その事業につき徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災保険に係る保険関係」という。）が成立する。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者（船員保険法（昭和四十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）の過半数が希望するときは、前項の申請をしなければならぬ。

3 第二条の規定による改正後の労災保険法（以下「新労災保険法」という。）第三条第一項の適用事業に該当する事業が労災保険暫定任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第一項の認可があつたものとみなす。

4 第一項の認可については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章の規定は、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の労災保険法（以下「旧労災保険法」という。）第七条第一項の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、こ

の法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧労災保険法第九条の規定により保険関係が成立している事業であつて、労災保険暫定任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

3 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当しない場合における当該承認に係る各事業のうち、労災保険暫定任意適用事業に該当する事業については、この法律の施行の日に、その事業につき前条第一項の認可があつたものとみなす。

第七条 労災保険暫定任意適用事業に該当する事業が新労災保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至つた場合その他厚生労働省令で定めるところにおける徴収法第三条の規定の適用については、同条中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の適用事業に該当するに至つた日」とする。

（労災保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置）

第八条 第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業の事業主については、徴収法第五条の規定によるほか、その者が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があつた日の翌日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

2 前項の申請は、次の各号に該当する場合でなければ行ふことができない。

一 当該事業に使用される労働者の過半数の同意を得ること。

二 第五条第一項又は第六条第一項の規定により労災保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、当該保険関係が成立した後一年を経過していること。

三 第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第二項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定による保険給付が行われることとなつた労働者に係る事業にあつては、第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間を経過していること。

規定により保険関係が成立していた期間は、労災保険に係る保険関係が成立していた期間とみなす。

4 第五条第四項の規定は、第一項の認可について準用する。

（労災保険に係る保険関係の成立及び消滅に関する厚生労働大臣の権限の委任）

第八条の二 第五条第一項及び前条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その全部又は一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（失業保険に係る保険関係の成立等に関する経過措置）

第九条 第三条の規定による改正後の失業保険法（以下「新失業保険法」という。）第六条第一項の当然適用事業に該当する事業が失業保険法等の一部改正法附則第二条第一項に規定する事業（以下「失業保険暫定任意適用事業」という。）に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

（継続事業の一括に関する経過措置）

第十条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の失業保険法（以下「旧失業保険法」という。）の規定による被保険者となつた労働者を使用している事業主の事業であつて、新失業保険法第六条第二項の任意適用事業に該当するものについては、この法律の施行の日、徴収法第四条第二項の認可があつたものとみなす。

第十一条 失業保険暫定任意適用事業に該当する事業が新失業保険法第六条第一項の当然適用事業に該当するに至つた場合その他労働省令で定める場合における徴収法第四条第一項の規定の適用については、同項中「その事業が開始された日」とあるのは、「その事業が開始された日又はその事業が同項の当然適用事業に該当するに至つた日」とする。

第十二条 第九条又は第十条の規定により徴収法第四条に規定する失業保険に係る保険関係（以下「失業保険に係る保険関係」という。）が成立している事業に関する新失業保険法第五条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「第四条」とあるのは「第四条又は失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第九条若し

くは第十条」と、同法第八条中「同法第八条第一項」とあるのは「徴収法第八条第一項」とする。

（失業保険に係る保険関係の消滅に関する経過措置）

第十三条 徴収法第六条の規定は、第九条又は第十条の規定により失業保険に係る保険関係が成立している事業に関する当該保険関係の消滅について準用する。

（有期事業に関する経過措置）

第十四条 事業の期間が予定される事業であつて、この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業については、次に定めるところによる。

一 当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する。

二 当該事業に係る徴収法第十条第二項の労働保険料（以下「労働保険料」という。）の納付については、労働省令で別段の定めをすることができぬ。

第十五条 この法律の施行の際現に旧労災保険法第十一条の二の承認に係る二以上の事業が徴収法第九条の労働省令で定める要件に該当する場合には、この法律の施行の日、当該二以上の事業について、同条の認可があつたものとみなす。

この場合において、旧労災保険法第十一条の二の規定により政府が指定した一の事業は、徴収法第九条の規定により労働大臣が指定した一の事業とみなす。

（一般保険料率の特例に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行の際現に旧労災保険法の規定により保険関係が成立している事業に関する徴収法第十二条第三項の規定の適用については、旧労災保険法第二十七条に規定する保険関係の成立後の経過期間、保険給付の額及び保険料の額は、それぞれ徴収法第十二条第三項に規定する労災保険に係る保険関係が成立した後の経過期間、保険給付の額及び一般保険料の額に第一種特別加入保険料の額を加えた額とみなす。

法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十八条第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、年金たる保険給付」とする。

（労災保険の保険給付の特例に関する経過措置）

第十八条 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五條の療養補償を行つてゐる労働者に關して、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第二節の規定により、保険給付を行ふことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第七十五條の療養補償を行つてゐる労働者に対して、当該療養補償を労災保険法の規定による療養補償給付とみなして、労災保険法第三章第一節及び第二節の規定により、傷病補償年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十八条の二 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した雇用保険法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十四号。以下この項において「令和二年改正法」という。）第二条の規定による改正後の労災保険法（以下この条において「改正後労災保険法」という。）第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者（以下この条において「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病（令和二年改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に発生する負傷又は疾病に限る。以下この条において同じ。）につき療養を必要とする認められる複数事業労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険

関係の成立前に発生した複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十二條の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる複数事業労働者に對しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、改正後労災保険法第三章第一節及び第二節の二の規定により、複数事業労働者傷病年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十八条の三 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤（労災保険法第七條第一項第三号の通勤をいう。次項において同じ。）による負傷又は疾病（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）の施行の日以後に発生した事故に起因する負傷又は疾病に限る。次項において同じ。）につき療養を必要とする認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因である事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により保険給付を行うことができる。

2 政府は、当分の間、事業主の申請により、当該事業主の事業についての労災保険に係る保険関係の成立前に発生した通勤による負傷又は疾病につき療養を必要とする状態が当該申請前一年六箇月以上継続しており、かつ、労災保険法第十二條の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級に該当すると認められる労働者であつて、当該負傷又は疾病の原因となつた事故の発生した時において当該事業に使用されていたものに対しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法第三章第一節及び第三節の規定により、傷病年金を支給することができる。

3 事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合には、前二項の申請をしなければならない。

第十九条 政府は、第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第二項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなつた場合には、厚生労働省令で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

2 前項の特別保険料の額は、賃金総額に当該保険給付に要する費用その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率を乗じて得た額とする。

3 徴収法第十一條第二項及び第三項、第十五條（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く）、第十六條、第十七條、第十八條、第十九條（第一項第一号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く）、第二十七條、第二十七條から第三十條まで、第三十七條、第四十一條から第四十三條まで並びに附則第十二條の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第十條	前項の「賃金総額」	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九條第二項の「賃金総額」
第十條第一項	（保険年度中途に労働関係が成立した日）	整備法第十九條第一項の厚生労働省令で定める期間（以下「徴収期間」という。）が開始した日

中途に労災保険法第三十六條第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ当該承認があつた日）

次号及び第三号の事業以外の事業にあつては、その保険年度

徴収期間が開始した日

徴収期間が開始した日

徴収期間が経過したものに對しては、その経過した日

前項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間

徴収期間が開始した日

第十 九条 第二 項	保険関係が消滅した日 (当該保険関係が消滅 した日)に労災保険法 第三十四条第一項の承 認が取り消された事業 に係る第一種特別加入 保険料に関しては、当 該承認が取り消された 日。次項において同じ 。	徴収期間が経 過した日
---------------------	---	----------------

第十 九条 第三 項	あつては保険関係が消 滅した日	あつては徴収 期間が経過し た日
---------------------	--------------------	------------------------

第十 九条 第二 項	この法律	整備法第十八 条、第十八条 の二、第十八 条の三及び第 十九条の規定
---------------------	------	--

第十 九条 第一 項	第二十八條第一項	整備法第十九 条第三項にお いて準用する 第二十八條第 一項
---------------------	----------	--

第二十條 事業主が、次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第三項において準用する徴収法第四十
二条の規定による命令に違反して報告をせ
ず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提
出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提
出した場合

二 前条第三項において準用する徴収法第四十
三条第一項の規定による当該職員との質問に對
して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、
又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
場合

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関して、前項の違反行為をしたときは、行
為者を罰するほか、その法人又は人に対して
も、同項の罰金刑を科する。

第二十一條 この法律の施行の際現に旧労災保険
法第三十四条の十二第一項の承認を受けている
事業主は、この法律の施行の日に、新労災保険
法第二十八條第一項の承認を受けたものとみな
す。

2 労災保険暫定任意適用事業の事業主に関する
労災保険法第三十四条第一項及び第三十六条第
一項の規定の適用については、労災保険法第三
十四条第一項中「成立する保険関係」とあり、
及び労災保険法第三十六条第一項中「保険関
係」とあるのは、「失業保険法及び労働者災害
補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険
の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法
律第八十五号)第五条第一項若しくは第三項又
は第六条の規定により成立する同法第五条第一
項に規定する労災保険に係る保険関係」とす
る。

(労働保険事務組合に関する経過措置)
第二十二條 この法律の施行の際現に旧労災保険
法第三十四条の七第二項の認可を受けている事
業主の団体若しくはその連合団体又は旧失業保
険法第三十八條の二十五第二項の認可を受けて
いる事業主の団体は、この法律の施行の日に、
徴収法第三十三條第二項の認可を受けたものと
みなす。

(労働保険事務組合に対する報奨金)
第二十三條 政府は、当分の間、政令で定めると
ころにより、徴収法第三十三條第一項の委託に
基づき同条第三項の労働保険事務組合が納付す
べき労働保険料が督促することなく完納された
とき、その他その納付の状況が著しく良好であ
ると認めるときは、当該労働保険事務組合に對
して、予算の範囲内で、報奨金を交付すること
ができる。

(被保険者に関する届出等に関する経過措置)
第二十四條 旧失業保険法の規定による被保険者
(以下「旧被保険者」という。)であつて、引き

続き新失業保険法第五条に規定する被保険者
(以下「新被保険者」という。)となつたものに
ついては、この法律の施行の日に、同法第八条
の規定による届出がなされ、かつ、同法第十条
の確認がなされたものとみなす。

2 旧被保険者の資格の取得及び喪失の確認につ
いては、なお従前の例による。

(被保険者期間等の計算に関する経過措置)
第二十五條 旧被保険者であつた者に関する新失
業保険法の規定の適用については、旧失業保
険法の規定による被保険者期間及び旧被保険者
であつた期間は、それぞれ新失業保険法の規定に
よる被保険者期間及び新被保険者であつた期間
とみなす。この場合において、旧被保険者であ
つて引き続き新被保険者となつた者に係る当該
旧被保険者の資格の取得の日から当該新被保
険者でなくなつた日までの期間については、当該
新被保険者でなくなつた日まで当該旧被保険者
であつたものとみなして旧失業保険法第十四條
及び失業保険法等の一部改正法附則第三條の規
定により算定した被保険者期間を、新失業保
険法の規定による被保険者期間とみなす。

2 旧被保険者であつて引き続き新被保険者とな
つた者に関する新失業保険法第二十二條の第二
項の規定の適用については、当該旧被保険者の
資格の取得の日を当該新被保険者となつた日と
みなす。

(従前の労災保険の保険料、保険給付等に関す
る経過措置)
第二十六條 この法律の施行前の期間に係る旧労
災保険法の規定による保険料及び当該保険料に
係る徴収金については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に生じた事故に係る労災保
険の保険給付及び当該保険給付に係る徴収金に
ついては、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧労災保険法第三十四條
の三第一項又は第二項の規定により行なうこと
となつた保険給付に係る特別保険料について
は、なお従前の例による。

(従前の失業保険の保険料、保険給付等に関す
る経過措置)
第二十七條 旧失業保険法の規定による日雇労働
被保険者であつた者に関する新失業保険法第三
十八條の九の規定の適用については、旧失業保
険法の規定により納付された保険料は、徴収法
の規定により納付された印紙保険料とみなし、
旧失業保険法の規定により納付された第一級の

保険料は、同条第二項の第一級の保険料とみな
す。

2 この法律の施行前の期間に係る旧失業保険法
の規定による保険料並びに当該保険料に係る徴
収金及び保険料の負担については、なお従前の
例による。

3 旧失業保険法第十五條第一項に該当するに至
つた後における最初の離職の日がこの法律の施
行の日前である者に関する当該受給資格に係る
保険給付並びに就職支度金及び移転費の支給に
ついては、なお従前の例による。

4 この法律の施行後に離職した者であつて、旧
失業保険法の規定による特定賃金月額に係るも
のに関する賃金日額の計算については、別に労
働省令で定めるところによる。

(失業保険の特別保険料に関する経過措置)
第二十八條 旧失業保険法第三十七條の三第一
項の短期離職者の数は、労働省令で定めるところ
により、当該短期離職者の数に係る同項に規定
する事業所に対応する新失業保険法第三十六條
第一項に規定する事業に係る同項の短期離職者
の数とみなす。

(従前の失業保険に係る認可等に関する経過措
置)
第二十九條 この法律の施行の際現になされてい
る旧失業保険法第三十八條の四第一項の認可
は、新失業保険法第三十八條の四第一項の認可
とみなす。

2 この法律の施行の際現になされてい
る旧失業保険法第三十八條の五第二項ただし書の認可
は、新失業保険法第三十八條の五第二項ただし
書の認可とみなす。

3 この法律の施行の際現になされてい
る旧失業保険法第三十八條の十二の二第一項の承認は、
徴収法第三十三條第三項の承認とみなす。

第三十條 この法律に規定するもののほか、失業
保険法等の一部改正法の規定中同法附則第一條
第四号に掲げる規定及び徴収法の施行に伴い必
要な経過措置は、政令で定める。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律
の一部改正に伴う経過措置)
第三十四條 前条の規定による改正前の労働者災
害補償保険法の一部を改正する法律附則第十三
條の規定に基づく報奨金の交付については、な
お従前の例による。

行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十四号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第二百五十号 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一号 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十七条、第九百九十八条、第九百九十九条及び第十百条の規定 公布の日

附則 (平成二十二年一月二日法律第一二四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年七月六日法律第一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第六条、第十三条、第十六条及び第十九条並びに附則第二十三条、第二十五条、第二十七条及び第二十八条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第八条、第十八条及び第二十条から第二十条まで並びに附則第七条から第九条まで、第十三条、第十六条及び第二十四条の規定 平成二十一年四月一日

(罰則に関する経過措置)
第二十七号 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条において同じ。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十八号 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年五月一日法律第三六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律による改正後の厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十一条第一項において準用する平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第八十七条第一項(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。))第二号第八項、平成二十五年改正法附則第四百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第五十条第八項若しくは平成二十五年改正法附則第四百十

一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百一条の規定による改正前の厚生年金特例法第八号(昭和三十二年法律第七十三号)第二十二条第一項の規定に基づきこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)、国民年金法第九十七条第一項(第百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。))及び附則第九号の二の五、国家公務員共済組合法附則第二十条の九第四項及び第五項、地方公務員等共済組合法第四十四条の十三第三項及び附則第三十四号の二、私立学校教職員共済法第三十条第三項及び附則第三十五項、石炭鉱業年金基金法第三十二条第一項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。))附則第五十七号第四項において準用する厚生年金保険法第八十七条第一項及び附則第十七条の十四、独立行政法人農業者年金基金法第五十六条第一項及び附則第三条の二、健康保険法第八十一条第一項及び附則第九号、船員保険法第百三十三条第一項及び附則第十号、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。))第二十八条第一項及び附則第十二条、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。))第十九条第三項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条並びに石綿による健康被害の救済に関する法律(以下「石綿健康被害救済法」という。))第二十八条第一項において準用する徴収法第二十八条第一項及び附則第十二条の規定は、それぞれ、この法律の施行の日以後に納期限又は納付期限の到来する厚生年金保険の保険料及び平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の掛金(平成二十五年改正法附則第五項第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四百四十条第一項の規定による徴収金を含む。)、厚生年金特例法第二条第二項に規定する特例納付保険料、平成二十五年改正法附則第四百四十一条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされた平成二十五年改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第四条第一項に規定する未納掛金に相当する額及び平成二十五年改正法附則第四百四十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第四百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法第八号第二項に規定する特例掛金、児童手当法第二十条第一項の拠出金、国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金、国家公務員共済組合法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合に払い込むべき掛金及び負担金、地方公務員等共済組合法第百四十四号の三第一項に規定する団体が納付すべき掛金及び負担金、私立学校教職員共済法の規定による掛金、石炭鉱業年金基金の掛金、平成十三年統合法附則第五十七号第一項に規定する特例業務負担金、農業者年金の保険料、健康保険の保険料、船員保険の保険料、徴収法第十九条第二項に規定する労働保険料、整備法第十九条第一項の特別保険料並びに石綿健康被害救済法第三十七号第一項に規定する一般拠出金(以下「保険料等」という。))に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料等に係る延滞金については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第一五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二号に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。))並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十一条第二項ただし書の改正規定を除く。)、附則第六条及び第九号から第十二号までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第十三号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年六月二日法律第六三号) 抄

この法律は、平成二十五年六月二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民法法等の一部を改正する法律附則第二十条及び第六十四条の改正規定、第五十条中国民法法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三十九条、第四百三十三条、第四百六十六条及び第五百五十三条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)
第二百五十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五百五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることと

される場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正前の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和二年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定(労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。)並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第

五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 前条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

第一項及び第二項の規定に係る附則第六条第二項の適用については、同項中「発生する負傷、疾病、障害又は死亡」とあるのは「発生する負傷又は疾病(雇用保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号)附則第二十一条の規定による改正後の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号。以下この項において「改正後整備法」という。))第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により、第三号施行日前に発生した負傷又は疾病が第三号施行日以後に発生したものとみなされる場合を除く。」と、「発生した負傷、疾病、障害又は死亡」とあるのは「発生した負傷又は疾病(改正後整備法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により、第三号施行日前に発生した負傷又は疾病が第三号施行日以後に発生したものとみなされる場合を含む。）」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日